

開始貸借対照表の見方

平成 25 年 12 月

愛知県会計局

目 次

1	開始貸借対照表とは	1
2	開始貸借対照表の作成範囲と種類	2
(参考)	開始貸借対照表の各勘定科目の説明	4

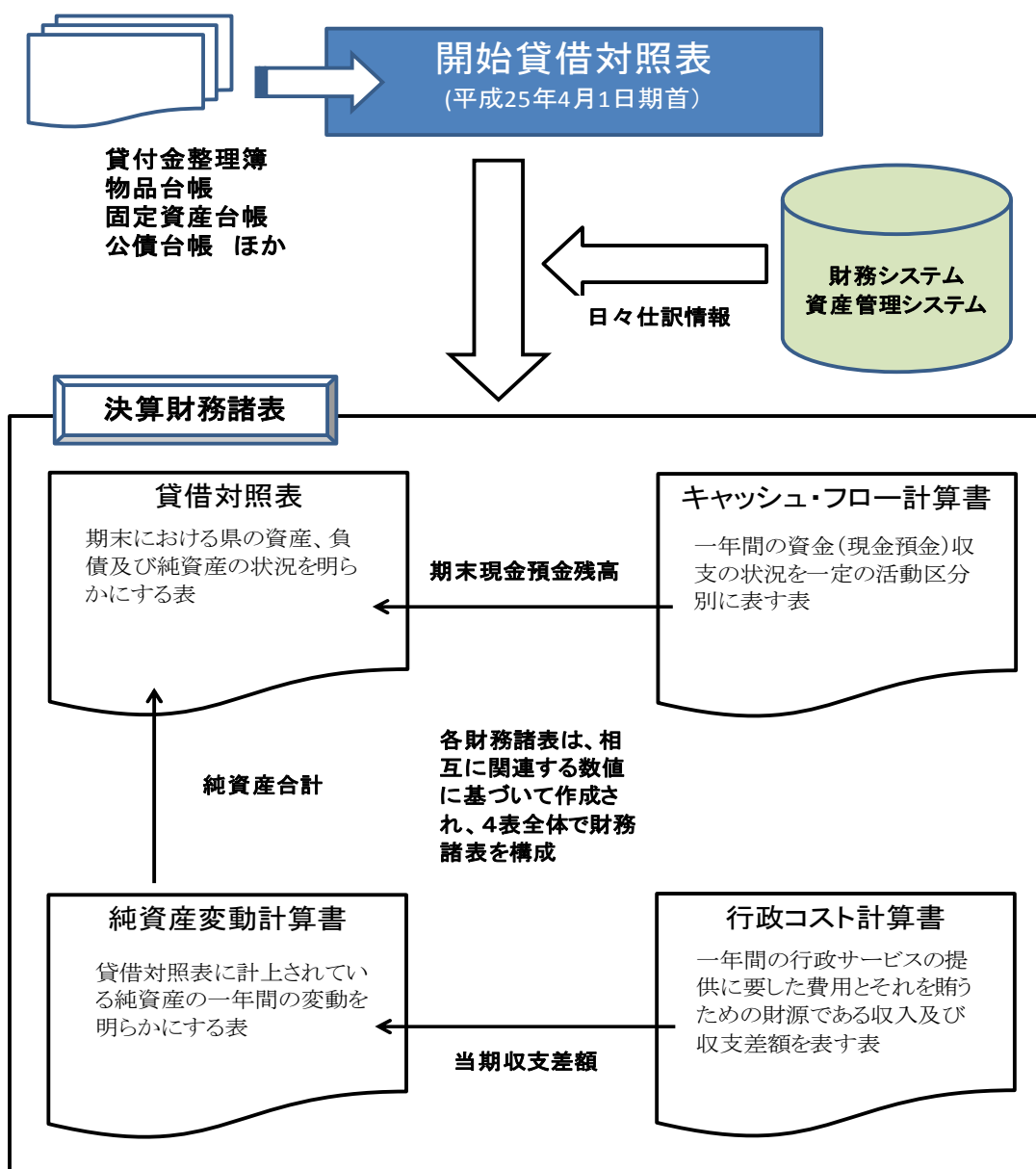
1 開始貸借対照表とは

複式簿記の財務諸表は、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、純資産変動計算書の4表で構成されます。

これら財務諸表は、前年度から繰り越された「期首残高」をベースとして、当該年度内に行われた日々の仕訳情報を加え、4表が相互に連携して作成されますが、スタート時点では、「期首残高」が存在しないため、開始時点の資産、負債、純資産の残高(=「期首残高」相当)を用意しなければなりません。

そのため、作成されるのが「開始貸借対照表」です。「開始貸借対照表」は、新公会計制度による決算情報の出発点となる財務諸表であり、開始時のみに作成します。

【イメージ】



2 開始貸借対照表の作成範囲と種類

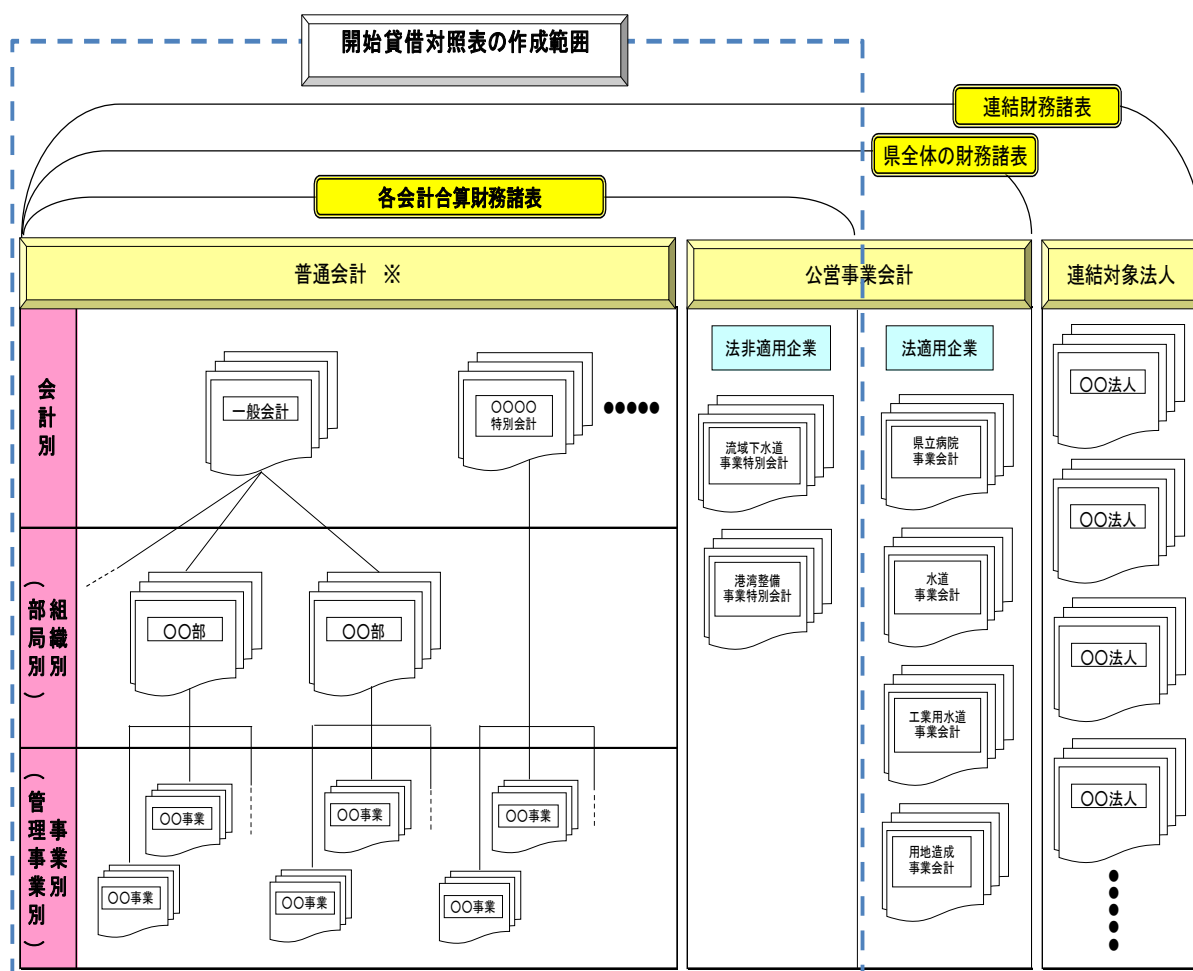
(1) 作成範囲

愛知県の開始貸借対照表は、既に地方公営企業法などに基づき複式簿記による財務諸表を作成している県立病院事業、水道事業、工業用水道事業、用地造成事業の各地方公営企業会計を除く一般会計及び特別会計を対象として作成しています。(下図の点線の範囲)

なお、今後、普通会計※、県全体(普通会計+公営事業会計)、連結(県と連携協力して行政サービスを行っている関係団体や法人(=連結対象法人)までを一つの行政サービス実施主体と見なして作成)の各財務諸表についても作成する予定です。

※ 普通会計とは

「普通会計」とは、一般会計と、収益的・企業的な会計である公営事業会計を除いた特別会計を合算した会計をいい、本県では、一般会計に、次ページの(2)イに掲げる特別会計のうち港湾整備事業特別会計と流域下水道事業特別会計を除いた9特別会計を合算したものをいいます。



(2) 種類

財務情報から得られる事業ごとのストック情報やフルコスト情報を、行政評価や予算編成など内部マネジメントへ活用するため、開始貸借対照表は、280の管理事業別に作成し、これを積み上げ、一般会計部局別、会計別、各表を作成しています。

ア 一般会計特別会計各会計合算表（1表）

一般会計及び特別会計（イに掲げる会計）を合算したものです。

イ 会計別表（12表）

一般会計、公債管理特別会計、証紙特別会計、母子寡婦福祉資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、就農支援資金特別会計、県有林野特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、港湾整備事業特別会計、流域下水道事業特別会計、県営住宅管理事業特別会計

ウ 一般会計部局別表（18表）

知事政策局、総務部、地域振興部、県民生活部、防災局、環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、会計局、議会事務局、教育委員会事務局、警察本部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局

エ 管理事業別表（280表）

※ 管理事業とは

管理事業とは、新公会計制度による財務諸表を行政評価や予算編成に活用するため、新公会計制度の導入に合わせ、新たに設定した共通の事業単位で、県のすべての事務事業を280に括ったものをいいます。

(3) その他

ア 作成基準日

平成25年4月1日（期首時点）

ただし、出納整理期間（平成25年4月1日から5月31日まで）における現金の出納で、前会計年度の歳入及び歳出に属するものについては、基準日までに終了したものととして処理しています。

イ 会計間の債権・債務の相殺

一般会計特別会計各会計合算財務諸表の作成にあたっては、会計間の債権・債務について、相殺した額で表示しています。

(参考) 開始貸借対照表の各勘定科目の説明

1 資産の部

(1) 流動資産

ア 現金預金

平成 25 年度期首時点の「歳計現金」を計上しており、その残高は、官庁会計による平成 24 年度決算の形式収支（歳入総額－歳出総額）に一致します。

イ 未収金

県税や使用料・手数料、貸付金等の収入未済額（収入すべき金額のうち、未収納の額）の平成 25 年度期首時点の残高を表します。

ウ 不納欠損引当金

過去の不納欠損の実績により見積もった、未収金のうち将来回収不能となることが見込まれる金額を引当金として計上しています。

【不納欠損引当金の算定方法】

不納欠損引当金＝平成 25 年度期首収入未済額×不納欠損実績率

※不納欠損実績率は、過去 3 カ年の不納欠損実績率（（不納欠損額÷収入未済額）×100）の平均値による。

エ 基金

法令等の定めに基づいて愛知県が保有する基金のうち、流動性の高い基金である「財政調整基金」と、地方債償還の財源である「減債基金」のうち 1 年以内に償還が予定されている地方債の償還財源充当額を計上しています。

なお、開始貸借対照表に計上されている基金の残高は、出納整理期間中の増減を反映した後の残高をもって計数としているため、官庁会計による「財産に関する調書」とは金額が一致しません。

オ 短期貸付金

他会計や市町村、その他法人等への貸付金の平成 25 年度期首残高のうち、平成 25 年度内に償還期限が到来する予定の金額を計上しています。

カ 貸倒引当金

オの短期貸付金について、貸付先の財務状況等を勘案し、債権を一般債権、貸倒懸念債権等に区分の上、一般債権については、原則として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

なお、破産更生債権等を除く短期貸付金に係る貸倒引当金については、一旦(1)オの短期貸付金と(2)エ(イ)の長期貸付金を合算して回収不能見込額を算定の上、短期貸付金残高と長期貸付金残高の比率により、本勘定と(2)エ(イ)に按分して、計上しています。

(2) 固定資産

ア 事業用資産

地方自治法第 238 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める公有財産のうち、土地、

建物、工作物、立竹木、船舶、浮標等、航空機等の有形固定資産や地上権、特許権等の無形固定資産を計上しています（ただし、有形固定資産、無形固定資産ともにインフラ資産に属するものを除く。）。

その他、上記資産に係る仮勘定やソフトウェア（仮勘定を含む。）も計上しています。

イ インフラ資産

道路、橋梁、港湾、漁港、空港等の社会基盤となる資産を計上しています。

また、上記資産に係る仮勘定も計上しています。

なお、本県では、県が所有する資産のほか、土地や施設の取得から維持管理までを県が一体的に行う国有資産（国道（指定区間外）、一級河川（指定区間）、二級河川、砂防河川、地すべり防止施設、海岸保全施設）についてもインフラ資産として計上しています。

ウ 物品

重要物品（取得価額が100万円以上の物品、自動車）及び愛知県図書館の閲覧用図書のうち備品として管理しているものを計上しています。

エ 投資その他の資産

(7) 投資及び出資金

市場価格のある有価証券は、平成24年度末時点の「時価」で評価し、「時価」と「取得価額」との差額を純資産の部の「有価証券評価差額金」に計上しています。

一方、市場価格のない投資及び出資金については、出資・出えん先の法人等の貸借対照表の純資産のうち、愛知県の出資割合をもとに「実質価額」を算出し、「取得価額」と比較して50%以上低下している場合は、「実質価額」をもって計上しています。

(イ) 投資損失引当金

他会計又は県の連結対象法人に対する投資又は出資に係る損失に備えるため、財政状態等を勘案して、必要額を計上しております。

(ウ) 破産更生債権等

未収金や貸付金のうち、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権を計上しています。

(イ) 基金

流動資産に計上した基金以外の基金（減債基金（流動資産計上の残高を除く。1基金）、特定目的基金（33基金）及び定額運用基金（1基金））を計上しています。

(オ) 長期貸付金

流動資産の「短期貸付金」に計上したものの以外の貸付金を計上しています。

(カ) その他債権等

敷金・保証金、訴訟等供託金、信託受益権等を計上しています。

(キ) 貸倒引当金

長期貸付金及び破産更生債権等に係る貸倒引当金を計上しています。

なお、破産更生債権等を除く長期貸付金に係る貸倒引当金については、一旦(1)

オの短期貸付金と(2)エ(オ)の長期貸付金を合算して回収不能見込額を算定の上、短期貸付金残高と長期貸付金残高の比率により、(1)カ及び本勘定に按分して、計上しています。

2 負債

(1) 流動負債

ア 一年以内償還予定地方債

県債のうち、平成 25 年度償還予定額を計上しています。

イ 一年以内償還予定長期借入金

他会計からの借入金のうち、平成 25 年度償還予定額を計上しています。

ウ 短期借入金

平成 24 年度歳入が不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げてその年度の歳入に充てた場合に当該充当額を計上します。平成 25 年度期首時点では、該当する金額はありませんでした。

エ 未払金

債務負担行為のうち、既に物件の引き渡しや役務の提供を受けたものなど、既に確定した債務と見なされるもののうち、平成 25 年度支出予定額を計上しています。

オ 還付未済金

過誤納金のうち平成 24 年度末までに支払いが終了しなかったもの（平成 24 年度末時点での戻出未済の累計額）を計上しています。

カ 一年以内支払予定リース債務

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース債務（利息相当額を除く）のうち、平成 25 年度支払予定額を計上しています。

なお、平成 25 年度期首時点では、該当するリース債務はありませんでした。

キ 賞与引当金

平成 25 年 6 月支給の期末・勤勉手当の対象となる勤務期間は、平成 24 年 12 月から平成 25 年 5 月までであることから、当該手当支給額のうち 6 分の 4（12 月から 3 月までの 4 ヶ月分）を計上しています。

なお、同手当に付随する法定福利費相当額として、地方職員共済組合等への負担金支払額のうち、6 分の 4 も合わせて計上しています。

(2) 固定負債

ア 地方債

県債のうち、流動負債に計上した「一年以内償還予定地方債」を控除した金額を計上しています。

イ 長期借入金

他会計からの借入金のうち、流動負債として計上した「一年以内償還予定長期借入金」を控除した金額を計上しています。

ウ 長期未払金

債務負担行為のうち、既に物件の引き渡しや役務の提供を受けたものなど、既に確定した債務と見なされるものの額から流動負債に計上した「未払金」を控除した金額を計上しています。

エ リース債務

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース債務（利息相当額を除く）の額から流動負債に計上した「一年以内支払予定リース債務」を控除した金額を計上します。

なお、平成 25 年度期首時点では、該当するリース債務はありませんでした。

オ 退職手当引当金

平成 24 年度末に、特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額を計上しています。算定方法は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）における「将来負担比率」算定に使用した「退職手当支給見込額」と同様です。

カ 損失補償等引当金

「健全化法」の「将来負担比率」の算定に含めた「設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額」を計上しています。

3 純資産

(1) 開始残高相当

開始時の資産と負債の差額（(5)の評価差額金を除く。）を計上しています。

(2) 会計間取引、内部取引

会計別財務諸表では、会計間の、部局別財務諸表では、部局間の、事業別財務諸表では、管理事業間の内部取引（移管額）の累計額が計上されます。一般会計特別会計各会計合算財務諸表では、内部取引は相殺されるため、計上されません。

なお、開始時点においては、計上されません。

(3) 一般財源等配分調整額

税や地方交付税などの一般財源は、行政運営の主たる財源として、様々な事業に充当されますが、これらの収入は、事業別に財務諸表を作成すると、税務課や財政課など特定所属の管理事業だけに計上されてしまうため、これを事業間や部局間で調整するための勘定として設けています。したがって、会計別財務諸表や一般会計特別会計各会計合算財務諸表では、計上されません。

なお、開始時点においては、計上されません。

(4) 剰余金

行政コスト計算書の毎年度の収支差額が積み上がりますが、開始時点においては、計上されません。

(5) 評価差額金

有価証券及び立竹木の評価替えに伴う差額金を計上しています。

開始貸借対照表では、市場価格がある有価証券について、時価と取得原価の差額を計上しています。